

マージン率等に係る情報提供

株式会社宮崎ジャムコ

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2019 年度 (2019 年 4 月～2020 年 3 月))

記

- 1 派遣労働者の数 68 人
- 2 派遣事業所の数 6 社
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 38,978 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 19,074 円
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
- 5 マージン率 51.1%
(3 派遣料金の平均額 - 4 賃金の平均額) ÷ 3 派遣料金の平均額 × 100 = 51.1
- 6 キャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先
業務部 人事総務課 TEL 0985-64-6022 (内線 5545)
訓練計画
社内教育システム「JET」による
- 7 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 2021 年 3 月 31 日)
協定労働者の範囲：派遣先で製造技術者、生産関連事務員及び製品製造・加工処理の業務に従事する
従業員 (嘱託従業員、パートタイマーを除く)

以上